

平成 11 年 3 月 31 日  
京 都 市

平成 10 年度公共事業再評価について，京都市公共事業再評価委員会の意見を踏まえ，下記のとおり対応方針を定める。

## 記

### 1 効率的な事業の推進について

事業効果の早期発現は，事業を進めるうえでの基本的な課題であり，事業に対する市民の理解を得るうえでも重要なポイントである。

一部の事業に，当初の見込みから完成予定までに相当の遅れが見られ，市民の要望にこたえられていないことについては，反省しなければならない。

今後，事業の進行管理を的確に行うことにより，工期の厳守を徹底するとともに，事業に対する社会的なニーズの変化に対して，必要に応じて事業計画や実施方法を適宜見直すなど，適切な対応が図られるよう努めていく。

### 2 用地確保について

事業用地の確保は，事業を円滑に進めるうえでの重要な要素である。

今後，用地確保が遅れている事業については，引き続き全力を挙げて地権者との合意に向けて取り組むとともに，収用手続きにより第三者の判断を求めるなど，地権者が受け入れやすい方法を幅広く検討していく。

### 3 住民参加について

事業に対する市民の理解を得るためには，事業の趣旨や効果についての十分な情報提供が必要である。

計画段階から住民に対して幅広く情報を提示し，市民が事業計画づく

りに参加しやすい機会を設けるなど，市政への市民参加の道を拡大していくよう努める。

#### 4 再評価を進めるうえでの今後の課題

公共事業再評価をより充実したものとするため，景観に対する配慮など，本市固有の状況を反映できるよう，再評価の対象や評価手法の見直しに努めていく。

また，事業の対応方針の適切さを確保するため，再評価の視点から，事業の進捗状況についてフォローアップを行う。

#### 5 再評価対象事業について

(1) 公共事業再評価の対象となった22事業についての対応方針は，別表のとおりすべて事業継続とする。

(2) 個別に意見を付された以下の事業については，次のとおり適切に対処していく。

- ・ 都市公園事業

「西京極運動公園」については，平成14年度の供用を目指して施設整備を進める。

なお，公園の整備に際しては，面的な用地確保が必要となることから，他の事業に比べて，地権者から代替地を強く要望される傾向があり，用地確保が難航しがちである。

今後，用地確保を早期に行う方策として，円滑に代替地を確保する手法を検討していく。

- ・ 土地区画整理事業

「洛北第三地区」については，平成11年度に地区の1/3に第一回の仮換地指定を行い，都市計画道路の築造にも着手し，その後も計画に沿った事業の推進を図る。

「伏見西部第三地区」については，平成10年度の仮換地指定率が81%に達しており，平成15年度に予定している事業完了に向けた取組を計画的に進める。

「伏見西部第四地区」についても，地元権利者の事業推進の要望にこたえるべく，計画に沿って，仮換地指定を行い，道路，水路等の整備を促進する。

今後，新たな事業を実施する際には，事業の円滑な推進を図っていくため，事業計画の段階から地元権利者と十分な合意形成が図られるよう調整に努めるとともに，事業期間が適正なものとなるよう，事業の計画や進め方について，十分検討する。

- ・ 道路・街路事業

「深草大津線」については，全区間のうち，JR奈良線との交差部のトンネル拡幅工事が，平成12年度に完了する見込みである。

他の区間については，未買収地を残しているため整備が遅れているが，早急に市民の安全確保を図るため，土地収用手続きを含め，一刻も早く用地を確保し，平成13年度の完了予定に向けて努力していく。

- ・ 河川事業

「瀬戸川」については，当初の治水を主目的とする整備計画に，環境面への配慮を加えるため，自然環境の調査や地元との共同作業により，平成12年度を目途として新しい整備計画づくりを進めている。

以後，この計画に沿って，地元の理解を得ながら用地買収に努め，地元要望に沿った川づくりとなるよう整備を進めていく。

「善峰川」については，訴訟を提起されていたため工事を中断していたが，先日から工事に向けて訴訟関係者との話し合いを進めているところである。

引き続き，できるだけ早期に工事を再開し，早期完成により安全確保を求める地域の強い要望にこたえていく。

なお，河川事業については，安全な市民生活を確保するため，土地収用の手法も含めて用地確保に努めるなど，治水効果の早期発現に向けて事業を進める。

また、新たな技術による工法の採用を検討するなど、環境面に配慮した事業となるよう努めるものとする。

- ・ 下水道事業

今後は、水洗便所の普及をベースとした整備がほぼ完了したことから、より快適な水環境の保全・創造を視野に入れて事業を進めていく必要があり、高度処理，雨水整備，合流式下水道の改善，老朽施設の改築更新など、新たな施策に積極的に取り組んでいく。

これらの新たな施策は、まだ緒についたところであり、今後も継続して進めていく必要があるため、社会経済情勢の変化に対応して、各々の施策について随時見直しを行い、効率性の向上に努めていく。

なお、再評価の内容や手法についても、今後検討することとする。

- ・ 住宅地区改良事業

当該事業地区の住環境の改善のためには、改良住宅の建設が必要不可欠であり、そのための用地買収に全力を挙げて取り組み、早期の事業完了を目指していく。

また、委員会の意見でも指摘されていたとおり、事業の推進に当たっては、地元住民の理解と協力が不可欠であることから、今後とも地元まちづくり組織等と連携を図ることにより、住民と行政のパートナーシップを引き続き構築し、住環境の整備を推進していく。

(別紙)

平成10年度

京都市公共事業再評価対応方針一覧

区分	事業採択後5年を経過した後も未着工の事業
区分	事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業

種別	番号	事業名	区分	対応方針
都市公園事業	1	西京極運動公園		「事業継続」
	2	桂川緑地		「事業継続」
土地区画整理事業	3	洛北第三地区		「事業継続」
	4	二条駅地区		「事業継続」
	5	伏見西部第三地区		「事業継続」
	6	伏見西部第四地区		「事業継続」
道路・街路事業	7	一般国道367号		「事業継続」
	8	十条通		「事業継続」
	9	深草大津線		「事業継続」
河川事業	10	瀬戸川		「事業継続」
	11	善峰川		「事業継続」
	12	白川		「事業継続」
下水道事業	単下 独水 公道 共	13	鳥羽処理区	「事業継続」
		14	吉祥院処理区	「事業継続」
		15	伏見処理区	「事業継続」
		16	山科処理区	「事業継続」
	流公 域共 下 関水 連道	17	桂川右岸	「事業継続」
		18	木津川	「事業継続」
	都下 水 市道	19	一ノ井	「事業継続」
住宅地区改良事業	20	崇仁北部第三地区		「事業継続」
	21	崇仁北部第四地区		「事業継続」
	22	改進黨第三地区		「事業継続」
合計		22事業		